

印南のりこの 小さな 声と共に



NPO 法人 芭蕉の散歩道「ふれあいパトロール隊」会員・隊員 / 安全協会大田原市部理事 / 大田原市議会文教常任委員会委員
NPO 法人とちぎボランティアネットワーク会員 / 宅地建物取引士 / 栃木県地方議会女性議員連盟会員 / 大田原ありがとうの会会員
賃貸不動産経営管理士 / 管理業務主任者（有資格者）

ごあいさつ

早いもので、みなさまからご付託を頂き議員として勤めさせて頂いた「第 17 期大田原市議会」議員としての議会も残すところ9月議会のみとなりました。

4 年前「小さな声を市政へ」届け実現していくことを志しとして議場に挙り、多くの方々の身に余る温かいご支援のお陰を頂きながら、この重責を背負い全力で務めて来られた事に心からの感謝を申し上げます。

本当にありがとうございました。

振り返ると、4 年間で出来た事できなかった事それに対する反省が多々ございます。

そんな中で私が議員として最低限みなさまにお示ししなければならないと決めた事が3つありました。

- 1つ目は、**毎議会で本市の課題を質問・提言する事**
- 2つ目は、**活動内容を報告書にまとめお示しする事**
- 3つ目は、**それらを報告会を開催してご意見を伺い直接お伝えする事**

この3つは、みなさまのお声を頂きながら実現できた事です。

然し乍ら内容が十分であったかと言えば、まだまだ全ての小さな声を市政へ届け実現出来た訳ではありません。

それをやり遂げる為にもこの先もこれまで以上にみなさまの思いと共に活動させて頂く所存でございます。

大田原市が「だれもが安心して胸いっぱい息ができる」地域を目指して、小さな声を市政へ届け、大きな力とする為に、みなさまからの私、印南のりこへのこれまで以上の厳しいご指導と温かいご支援を心よりお願い致します。

この先も私の道しるべは、みなさまからのお声1つであり、その思いに一点の曇りも御座いません。

最後になりましたが、私を 4 年間に渡り晴れの日も雨の日も励まし続けて下さった多くの皆様に、心から真心からの感謝を申し上げます。

令和元年 8月吉日
大田原市議会議員
印南のりこ

印南のりこ 活動記録 (2019年6月～2019年8月)

2019年 令和元年 6月

- 9日 第14回 印南のりこ
市政活動報告会
- 13日 那須塩原市議会傍聴
- 16日 芭蕉の里 くろばね那珂川
レディース鮎釣り大会「鮎レディー」出場
- 17日～27日
令和元年6月大田原市議会
第3回定例会・開会
- 17日 本会議 会議決定・議案上程
- 19日 一般質問
- 20日 一般質問 印南のりこ登壇
大田原ライオンズクラブ総会
- 21日 一般質問
- 22日 青少年健全育成市民大会
・県民のつどい
- 23日 大田原市消防団操法大会
- 24日 総務常任委員会・民生常任委員会
- 25日 建設産業常任委員会・文教常任委員会
- 27日 委員会審査
結果報告・質疑・討論・採択
全員協議会
閉会
防犯パトロール実施
- 28日 栃木県地方女性議員連盟総会
インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演

2019年 7月

- 3日、4日、10日
第4回 議会報告会
- 4日 星旅祭 宇宙散歩 参加
- 8日 市政懇談会
- 12日 全員協議会
- 17日 防犯パトロール実施
- 26日 インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演

2019年 8月

- 2日 大田原与一まつり
オープニングセレモニー・流し踊り参加
- 3日 大田原与一まつり
ライオンズクラブ模擬店ボランティア
- 8日 全員協議会
- 9日 やまのてこども食堂ボランティア
- 15日 くろばね花火大会 来賓
- 16日 大田原園芸夏まつり・お囃子参加
- 18日 荒町観音夏季大祭・お囃子参加
- 19日・20日
一般質問通告
- 21日 一般質問ヒアリング
- 23日 大田原倫理法人会・モーニングセミナー
参加
- 24日 「キャプテンうっちゃるの喜ばせ学」主催
大田原女性団体連絡協議会 参加
- 25日 第15回 印南のりこ市政活動報告会
- 26日 臨時全員協議会
- 30日 インターネットラジオ「夜ふかしノート」出演

ちょっと寄り道
digression
一般質問が
下野新聞に
掲載されました

6月21日の
下野新聞にて
印南のりこ一般質問
「新しい時代に向けた
学校における働き方の
改革及び改善計画に
ついて」の内容が
掲載されました!

引き続き
小さな声と共に
がんばります!



大田原市のこれからの地域福祉について

◇ 印南典子 議員 ◇

質問事項 1、大田原市のこれからの地域福祉について。 新年号令和の時代が幕を明けて早くも一月半を過ぎました。この新時代が平成の時代よりも平和で人々が心豊かに生きがいを感じながら安心して暮らしていける時代になっていくようにと思うのは市民共通の願いであると思います。そして、その願いを実現するためにも多くの課題を解決していかなければならないというのも市民共通の認識だとも思います。今後本格的に迎えるであろう人口減少、それに伴う少子超高齢化、地域における住民同士のつながりの希薄化、医療、福祉、介護の需要の増加、生活困窮を背景とした子供の貧困問題などの諸問題がふえる中、市民は住みなれた地域でいつまでも安心して暮らしていきたいという願いで生活している。市長が第3次大田原市地域福祉計画、地域活動計画の冒頭の挨拶で述べている通りだと思います。そのために自助、互助、共助、公助がバランスよく展開するまちづくりが必要であるという認識も全く同じでございます。

さて、この地域共生社会を実現するためには、実に多くのプレイヤーが必要で、また既に活動してくれています。そのプレイヤーの一員に福祉委員さんがいらっしゃいます。

計画書の中で福祉委員とは、自治会ごとに約1名、合計で174人の福祉委員があり、ご近所見守りの活動の推進役として地域内の気になる人を発見し、関係者につなぐなど、ご近所に見守りを広めるために活動しています。安心安全見守り事業の実施地区では、見守り組織の一員として連携しながら取り組まれていますとあります。これを読むと福祉委員は、見守り組織の一員であり、また民生委員、児童委員の補完的な役割も担っていくのかな、地域の困り事を早期発見するアンテナ役なのかなと感じますが、ある民生委員さんからは福祉委員さんとは年に一、二度しか顔を合わせるだけで、私たちも福祉委員さんの役割や連携の仕方がよくわからないのよねというお声や現福祉委員さんご自身からも、実は自分がどんな役割を、何をしたら

いいかわからないのよという声もお聞きました。

以上のことから、福祉委員の具体的な役割や活動について質問いたします。

(1)、福祉委員の役割について。

(2)、福祉委員と民生委員、児童委員、地区社協福祉協議会、見守り隊、地域包括センター等、地域共生社会を支えるその他の機関との役割分担と連携協力体制について伺います。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

2番、印南典子議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項の1、大田原市のこれからの地域福祉についてのうち、(1)、福祉委員の役割についてのご質問にお答えいたします。 福祉委員につきましては、大田原市社会福祉協議会で所管しておりますので、市から社会福祉協議会に確認いたしましたところ、福祉委員は地域の福祉の推進役として平成2年に大田原地区、平成18年に湯津上地区、黒羽地区に設置されたものであります。市内170地区の自治会長の推薦により172名の方が大田原市社会福祉協議会長から福祉委員として委嘱され活躍されております。任期は2年間でありまして、その活動の内容は地域内で見守りが必要な方を把握し、見守り活動を行うためのアンテナ役を果たすとともに、災害時の情報共有、連絡等に努めていただいております。また、昨年度策定いたしました第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画の地域福祉推進に向けて市内12の地区社会福祉協議会単位で策定している小地域福祉活動計画の推進役としてもそれぞれ活躍していただいております。

次に、(2)、福祉委員と民生委員、児童委員ほか、地域共生社会を支えるその他の機関との役割分担と連携協力体制についてのご質問にお答えいたします。福祉委員は、地域の課題の早期発見、早期対応を実現するために民生委員、児童委員につなぐ役割を担っていただいております。それぞれの役割分担、情報の共有を図るため、

年1回の連絡協議会が開催されております。また、見守り隊との関係につきましては、自治会内で見守りが必要な方をいち早く捉え、見守り隊の一員として情報提供、見守り活動を実施していただいております。福祉委員の皆様には自治会活動や地区社会福祉協議会活動への積極的な参加とご協力をいただいております。地域福祉活動を推進するための一翼を担っていただいております。また、今年度県におきましては、県が定める保健福祉県域ごとに子供、高齢者、障害者といった枠組みを超えて分野横断的、包括的にさまざまな課題に対処する地域共生社会の取り組み等に関して、地域の代表者、有識者による座談会の開催を予定しております。本市といたしましても、それらの情報や動向を注視するとともに、地区社会福祉協議会、見守り隊、民生委員、児童委員及び福祉委員など、役割の重複するものについて、構成員の負担の軽減を図るため、市社会福祉協議会と協議し、調整してまいります。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

福祉委員さんの役割の抽象的なことはよくわかったのですが、具体的には年1回連絡協議会を開催しているということで、やはり私のお話しになった民生委員さんがおっしゃったとおり、その民生委員さんよりも早く地域の課題や問題を発見するアンテナ役を担ってもらうということでは、ちょっと年1回の連絡協議会では足りないのではないかと感じています。

地域主導のまちづくりの中心を担う、 公民館運営及び事業について

◇ 印南典子 議員 ◇

質問事項2、地域主導のまちづくりの中心を担う公民館運営及び事業について。

公民館とは、地域の中心的な社会教育施設で、その歴史は1946年の都道府県知事に宛てた文部事務次官の通ちよう、公民館の設置運営についてによって発展し、49年制定の社会教育法により社会教育施設として制度化され、市町村が設置し、運営するというふうになっております。また、公民館は英語でも津波と同じようにK o m i n k a nと呼ばれ、世界に誇る日本独自の教育施設で

ですので、もっと綿密に連絡調整ができるような、何かそういった取り組みをこの先していただきたいと思うのですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

お答えいたします。今議員からお話ございましたご提案という形で受けとめていいのかなとは思いますが、そういったことも踏まえまして、社会福祉協議会、そちらとも協議をしながら、今後の対応について検討してまいりたいと思います。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

この先多様化する社会において生活の中から生まれてくる問題課題は増え続けていくことでしょう。それを解決していくためには住民一人ひとりが近隣に目を向け、地域にある生活や福祉問題をみんなで考え、行動していく必要に迫られてくると思います。しかし、それとは裏腹に民生委員、児童委員の担い手不足は否めない状況が伺えます。民生委員、児童委員とともに福祉委員がチームを組んで活躍することによって問題の早期発見、早期対応につながるのではないかと私も考えているところです。

今後より多くの方々と協力連携を図りながら、本計画を推進され、さらなる地域福祉の向上と真の地域共生社会の実現のためにご尽力くださることをお願いして、次の質問に移ります。

もあります。社会福祉法第5章第20条、公民館はその他一定区域内の住民のために実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とすると、その目的を定めております。つまりは公民館は、地域住民の活動の中心になり、地域住民が集い、学び、語らう憩いの場、居場所であるということです。

さて、昨年12月の定例会での同じ一誠会、滝田議員の地区公民館の運営についての答弁で、

木下教育部長は、「地区公民館の運営について。現状と今後の運営の方向性についてのご質問にお答えします。現在市内には 12 の地区公民館があり、地域住民の生涯学習の拠点施設としてさまざまな学級、講座、イベントを実施し、市民に親しまれております。現在の職員の体制につきましては、市職員の館長、非常勤特別職の社会教育指導員、管理のための臨時職員を配置しており、一部の公民館につきましては、退職した市職員を再任用することで対応しております。しかし、急激に変化、多様化する現代社会においては多岐にわたる生涯学習へのニーズを把握し、講座等を充実させる必要が生じております。また、住民同士のつながりの希薄化、地域団体役員の高齢化、固定化が進んでおり、地域課題の解決を担う人材の育成や関係者が幅広く参加、共同できる仕組みづくりが求められております。本市といたしましては、これらの問題に対応するとともに、限られた人材や予算を多様化する行政需要に的確に対応させるため、従来市職員で対応してまいりました地区公民館長を非常勤特別職の職員に転換し、柔軟な地区公民館運営が実現できるようにしていきたいと考えております。また、各地域において活動されている各種団体やグループ等のご意見を公民館運営に反映するとともに、公民館が地域福祉、防災の拠点施設として機能するための仕組みづくりを検討してまいります。このため、来年度から 3 つの地区をモデル地区として予定しておりますが、将来的には全ての地区公民館を対象として進めていきたいと考えております。なお、新しい館長につきましては、事業の計画立案と実行及び関係団体への事務等を担当することとなりますが、予算の執行につきましては、今までどおり市職員が責任を持って行います。また、この新しい館長には行政経験者を充てる予定でありますが、地域の中でふさわしい適当な人材がいらっしゃるであれば、その方に館長を依頼することも考えております。」とご答弁され、また再質問には「来年 4 月 1 日から 3 地区につきましては、新しい地区公民館長という形で今現在準備等を進めているところでございます。それぞれの地区に関しては、直接中央公民館ではなくて生涯学習課のほうで出向きまして、地区のほうのそれぞれの公民館関係の役員の方とかにお話しする予定でおります。現在につきましては、とりあえず全員とかのお話はしていないの

ですけれども、それぞれの地区公民館のほうの該当する地区の代表の方にお話ししているという段階でございます。3 地区への説明会につきましては、実際に本格的に行っているのが 12 月に入ってからですので、これから進めるという形になると考えております。3 地区というのは、今のところ考えておりますのは大田原東地区、佐久山地区、金田南地区を考えております。」と答えられております。そのことを踏まえて質問いたします。

(1)、地区公民館長の委嘱における現状と今後の方針について。

次に、平成 31 年度当初予算に 200 万円計上された大田原市ささえ愛サロン事業についてでございますが、事業目的は一言で言うと、ほほえみセンターを補完する役割で、対象は 65 歳以上の高齢者、参加人数はおおむね 5 人以上、開催頻度は月 2 回以上で、1 回の実施時間は 2 時間以上、地域共生の観点から、高齢者以外の参加を妨げるものではないと、ざっくりでございますが、このような趣旨の事業であると思います。このサロン事業の補助対象事業や団体として自治公民館での事業も対象になるのかどうか、自治公民館としてはどのように連携協力したらいいのか不明瞭であるという公民館館長さんのお声を聞きました。その上で質問いたします。

(2)、大田原市ささえ愛サロン事業と自治公民館の連携、協力について伺います。

私が子供のころを思い浮かべると、公民館の前は砂利の空き地になっていて、学校から帰ると、毎日そこで近所の友達と石蹴りや鬼ごっこをしたり、夏休みには子供会対抗ドッジボール大会の練習をしたりして、公民館はとても身近な存在でした。今でも子供たちは公民館祭りや子供みこしづくりなどの行事があるときには公民館に出向いていっていると思います。私も育成会の子供たちと一緒に毎月 2 回ほど公民館でおはよしの練習に参加しています。それでも感じるのは、公民館は昔に比べて今の子供たちの居場所になっているのかな、いや、だんだんと疎遠になってきているのではないかなというふうに思います。平成 25 年 3 月議会で同じ会派一誠会の星議員が自治公民館やほほえみセンターを利用した子供の居場所づくりについて質問し、津久井市長はそのような利用ができるように検討し、進めていきたい旨のご答弁をしていたと思います。今現在、特に自治公民館は子供の居場所になり得ているで

しょうか。それを踏まえて質問いたします。

(3)、地区及び自治公民館運営の現状と課題、今後の利活用について伺います。

◆ 津久井富雄 市長 ◆

質問事項 2、地域主導のまちづくりの中心を担う公民館運営の事業についてのうち、(1)、地区公民館長の委嘱における現状と今後の方針についてのご質問にお答えをいたします。

地区公民館の運営につきましては、平成 30 年 12 月議会の滝田一郎議員の一般質問でお答えをいたしました。これからの地区公民館は多様化する住民ニーズへの対応や地域課題解決を担う人材育成など、さまざまな課題解決が求められています。しかし、市には限られた人材、予算を多様化する行政需要に的確に対応させる必要が生じてきており、現在地区公民館長として配置をしている市職員を必要な別の部署に移動し、かわりに地域の人材や行政経験者等を非常勤特別職の地区公民館長として委嘱をすることにより、これらの課題に対応してまいりたいと考えております。当初令和元年度より3つの地区公民館の館長を非常勤特別職として委嘱する予定でしたが、予定しました地域の方々の意見や現在の職員の配置状況などを勘案した結果、今年度につきましては佐久山地区公民館長のみ非常勤特別職として進めることといたしました。今後の方針としましては、将来的に全ての地区公民館長を非常勤特別職とすることを念頭に置きつつ、地域の方々のご意見や関係する団体の状況、再任用職員及び新たな制度である会計年度任用職員の配置等を十分に踏まえた上で進めていくよう努めてまいります。また、地区公民館長の仕事をスリム化し、地域からの人材投与を図ることも考えてまいります。

次に、(2)の大田原市ささえ愛サロン事業と自治公民館の連携、協力についてのご質問にお答えをいたします。

今年度から新規事業として開始いたしました大田原市ささえ愛サロン事業につきましては、地域の高齢者等が気軽に集える継続的な憩いの場を自主的に運営する団体を支援することによりまして、高齢者等の社会的孤立や心身機能の低下の予防、また解消や地域の支え合い体制を確立することを目的としております。本年度の事業実施状況であります。団体数は 16 団体で、活動内容は茶話会、折り紙、カラオケ、健康体操、健康マージャン、物づくりなど

多岐にわたっております。ご質問の自治公民館との連携協力ということですが、市といたしましては自治会等の近いエリアの単位で歩いていける憩いの場、身近で気軽な憩いの場、集いの場が展開されることを期待しているところでございます。活動場所の例といたしましては、自治会単位で設置されている自治公民館をお示しているところで、今年度事業を展開している団体のうち、自治公民館を活動場所とする団体は 7 団体でございます。自治公民館活動におきましても、ささえ愛サロン事業として状況を満たすものにつきましては、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、(3)の地区及び自治公民館運営の現状と課題、今後の利活用についてのご質問にお答えをいたします。

現在、地区公民館では、各種学級講座や文化、体育行事などさまざまな事業を展開するとともに、自治公民館活動への支援を行っております。しかし、地域におきましては、福祉、防災、見守りなど、さまざまな地域課題があり、地区公民館にはこれらの課題に対する役割が今求められているところであります。そのためには、今後地区公民館を生涯学習だけではなく、地域福祉、防災などの拠点としても位置づけをし、各種団体と連携を図るとともに、住民が主体的に活動できる地域の中核施設として利活用を図ってまいります。私からは以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

それでは、**順次再質問させていただきます。**

まず、**(1)について**ですが、地区公民館長を行政経験者以外の地域の方をお願いする場合、今回の佐久山の公民館長さんは、この行政経験者の方でよろしかったですね。いきなり来年から、では願いますというもなかなか難しいのではないかと思います。それなので、例えば 1 年間副館長というような立場をつくりまして、行政職員の館長さんと館長職を一緒に行ってみて、館長職を補佐しながら経験してもらい、その後に館長に就任してもらうとか、そのようなきめ細やかなサポート体制が必要ではないかと考えますが、その点についての考えを伺います。

◆ 斎藤達朗 教育部長 ◆

お答えをいたします。先ほど印南委員から質問の要旨の中で、昨年度の経過が述べられまして、そのおりの経過でことしの 4 月を迎えたわけですが、やはり

いきなりモデル地区3地区をしようとはして、それなりに他市の事例なんかも研究をして、これが望ましいという形で進めようとはしたわけですが、やはりいきなりというか、準備が不足は否めない点がございまして、その中でも1人が就任しまして、佐久山地区公民館は非常勤特別職となったわけでございます。

ただいまご提言のありました副館長、役職名は公民館の中で新たに作るというのもまた地区職員の定数管理なり、組織上のまた新しい役職をつくるということはちょっと考えられないとは思のですが、やはり行政経験者だけでは、それほど退職者なりというものをこれからそんなにおりませんので、副館長というよりは行政経験者も一案です。それ以外にも地域の方で民間の方がそれなりの声を上げていただけたときには、相当の準備期間を設けて、一定期間準備期間として非常勤嘱託員なりをお願いしたいと、そのように考えております。以上です。

◇ 印南典子 議員 ◇

部長、ご答弁ありがとうございます。副館長というのは例えばということで、その役職名には決して私はこだわっていないのですけれども、部長の考え方と同じなのかなというふうに思います。いきなり館長をお願いします、はいというわけにはいかないもので、やっぱりそれなりの準備期間、練習期間というか、そういう期間を設けて経験を積んだ上ではしごを外すというか、補助を外してあげるというようなことをやっていくことによって、ある地区公民館の館長が時間はかかるかもしれないのですけれども、地域の担い手の人に手渡せるというふうに私は考えております。

それでは、**(2) についての再質問をさせていただきます。**サロン事業を自宅や公民館などで開催する際の補助対象経費、例えば水道光熱費、燃料費などの算定の方法はどのように考えているのか、自宅で行う場合に玄関などに手すりなどを取りつける費用も補助されるようですが、例えばサロン事業をやむを得ない事情で短期間でやめた場合に、その扱いはどのようになるのかお伺いいたします。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

お答えいたします。今のお話がございました全てについて正確なちょっと数字というか、内容を持ち合わせておりませんので、お調べしまして、後ほどご答弁させていただきますと思います。

◆ 藤原和美 副市長 ◆

今年度事業始めるに際し、各地区から申請書が上がってきてまいりました。その段階で担当者のほうで、この部分については該当になりますよ、この部分については該当になりませんよ、そういうお話を差し上げております。ということは、補助対象になるものと対象にならないものはっきりしております。来年度、ほかのところで手を上げたい、だけれども、そういう話はわからない、こういうことあるといけませんので、この後事例ではないですけれども、こういうものを具体的に、具体的にはある程度示しておるのですが、もっとわかりやすくお示しすることができると考えております。自宅につけた手すりとかすぐにやめた場合、最終的には担当課でも精査はいたしますが、その期間の問題もあると思います。

例えばの例です。私が言ったことが全てかどうかというのはありますが、例えば1カ月やってみました1年間の事業、1年間の事業が通せない場合にはちょっと難しいなと考えていると思います。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

今部長が詳しい数字を持っていらっしゃるということなので、副市長のご答弁に対してちょっともう一度質問させていただきます。私が補助対象の経費というふうに申し上げたのは、自宅で行う場合の水道光熱費だとか燃料費なども補助対象になるということになっております、概要を見ますと。そうすると、自宅ですと1回とか2時間とか、そして掛ける5とか掛ける3とかやった場合に、どうやって自宅と混然一体となっている水道光熱費や燃料費を算定するのか、その算定の方法をお伺いしたつもりでございました。申しわけありません。説明不足でございましたが、そういう趣旨でございます。

それと、先ほどの手すりとかをつけるのにたしか私の記憶が間違っていなければ5万円だと思いますが、補助金が出るというふう聞いております。ただ、これが5万円の補助金をもらって手すりをつけて、この16団体のうち10団体がもし1年以内とかでちょっとやむを得ない事情でというのは素人さんが始めるのだと思うのです。商売の人が始めるわけではないので、そういった場合に5万円掛ける10万円で50万円が消えていってしまうとか、何かそういったものも懸念があるなというふうに思ひまして、短期間でやめた場合のそのお取り扱いはどうなるかお伺いしますという

趣旨でお伺いしました。言葉が足りなくて申しわけございません。

(3) について、川西ほほえみセンターの将棋クラブでは、毎週木曜日の昼休みに川西小学校に出張して、昼休み時間に児童に将棋を教えています。これは、学校からの要請に応じてボランティアで行っているということです。このようにほほえみセンターには、囲碁や将棋、吹き矢や尺八など、多才なスキルを持った元気な高齢者が大勢いらっしゃいます。人的地域資源の宝庫ではないでしょうか。このような方々に平日の放課後や土曜、日祭日などに公民館で子供向けの講座を開催してもらうことで、子供たちの居場所づくりになり、また高齢者の生きがいづくりにもなると私は考えます。そして、子供たちの保護者も改めて公民館の必要性を認識し、希薄になりつつある地域のつながりが強くなり、もって犯罪や見守りにも寄与するのではないかと考えます。**市としては、公民館やほほえみセンターと連携して、積極的にこのような事業を後押ししていただきたいと私は考えますが、ご見解を伺います。**

◆ 齋藤達朗 教育部長 ◆

お答えをいたします。ただいまのご質問ですが、自治公民館ということで答弁させていただきます。確かに自治公民館の中にはほほえみセンターと隣接している自治公民館もございますし、敷地内にありさまざまでございます。その中でそういう事業があれば、地区公民館での講座あるいは自治公民館を利用しての子供さん、お子さん、多分小学校の低学年ぐらいになるのだと思うのですが、そういう要望があればつなぎ役として、それは昨日の答弁でも輝きバンクのようなお話もさせていただきましたが、つなぎ役ができれば、それは考えていきたいと思っております。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

ぜひ市のほうから強力に後押しとかつなぎ役をお願いしたいと思います。こちらのほほえみセンターの方たちなどは、公民館は隣接はしていないのですけれども、ご要望があればいつでも24時間暇なもので、子供が喜んでさえくれればいつでも出前に行きますということなので、ほかの各公民館なども地区公民館さんなんかを通して、そのような事業を始めませんかというような呼びかけなどをしてもらえば大変ありがたいなというふうに感じております。よろしくお願ひいたします。

公民間が再びまちづくりの中心となっていき、ささえ愛サロン事業によって市民の高齢者の居場所がふえること、私はこういった取り組みによって大田原市に住み続けたい、住んでみたい、子供を生み育てていきたいという環境が整い、機運が醸成されていくのではないかと強く思っています。

では、次の質問に移ります。3、新しい時代に向けた学校における働き方の改革及び改善計画について……

◆ 高野礼子 議長 ◆

済みません。ちょっとお待ちください。先ほどの件につきまして、保健福祉部長より答弁があります。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

先ほどの補助対象経費の中で光熱水費、燃料費等のたしか金額の算出方法というのですか、そういったことの質問だったかと思うのですが、これにつきましては家用というのでしょうか、家屋で払った分と、あとこちらのサロンで使った分を算出、これは使用割合というのでしょうか、年間を通してどの程度サロンで使ったかという積み上げをしていきまして、その割合に応じて案分するというを予定しております。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

済みません。ちょっと細かい質問になってしまって申しわけないのですが、そうしますと自宅で1回2時間ぐらいのサロンを開設するということだと、1日とか1カ月単位だとかなり計算が細かくなってくるので、それは年払い的な考えでお支払いするというところでよろしいのでしょうか。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

支払い(算定)については、当然月計算になるかと思うのですが、最終的に年度の補助金になりますので、通算して使用の時間を積み上げるということですね。補助基準額というのがございまして、まずは1会計年度につき20万円を限度とするというのが一つ決まっております、実際の開催日1日について1,000円、あとは65歳以上の参加者がいた場合、これは延べ人数なのでですけども、1人につき200円をそれぞれ加算して補助基準額とするということでございます。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

この1,000円と、それから人数掛ける200円、これ以外に燃料費やそういうものを支払うという理解でよろしいのでしょうか。ここに含まれるということなのですか。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

お答えいたします。今の補助金額なのですけれども、補助対象経費の支出額または補助基準額、今申し上げたところ、そちらのいずれか少ない額と規定しております。またはということでございますので。以上でございます。

新しい時代に向けた学校における働き方の改革及び改善計画について

◇ 印南典子 議員 ◇

次の質問に移らせていただきます。

3、新しい時代に向けた学校における働き方の改革及び改善計画について。

働き方改革、この言葉を耳にしない日はないくらい、各業界で喫緊の課題になっているテーマです。3月議会でも同じ一誠会の星議員が熱い思いで質問したことは記憶に新しいところです。では、学校の働き方改革の目指す方向性はどんなものであるかと考えると、それは教師が児童生徒に対して総合的な指導を担う日本型学校教育のよさを残しつつ、その枠内で教師がよりプロフェッショナルとしての働き方ができるよう、業務の質的転換を図り、限られた時間の中で教師の専門性を生かしつつ、児童生徒に接する時間を十分に確保し、教師の日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、教師の人間性を高め、児童生徒に真に必要な総合的な指導を持続的に行うことができる環境をつくり出すことということです。だとすると、そのためには教師のワークライフバランスの確立が必要不可欠ではないでしょうか。横浜市では、既に横浜市立学校教職員の働き方改革プランを策定していますが、その副題は先生のハッピーが子供の笑顔をつくるというものです。この副題は、学校における働き方改革のエッセンスを実に端的にあらわしていると思います。では、どうしたら先生がハッピーになれて、子供たちが笑顔になれるのか、これは到底学校だけではなし得ることができないと誰もが感じていることでしょうか。学校と保護者と地域と外部の専門家が連携協力して初めてなし得るのではないのでしょうか。本市でも既に始まっている改革への取り組みについて質問いたします。

(1)、改革及び改善に向けての方針及び計画の進捗状況について。

3月議会で星議員の質問への答弁で、6月に新たな検討委員会を開催するとありました。どのような検討委員会になるのでしょうか。委員は、どのような方が選出され、具体的にはどのような検討がなされていくのか、開催回数は何回を予定しているのかなどについて伺います。

(2)、設置予定の検討委員会について伺います。

検討委員会で検討した結果をもとに学校の働き方改革プランやガイドラインを作成するということになると思いますが、(3)、改革及び改善に向けた今後の計画立案の進め方について伺います。

◆ 植竹福二 教育長 ◆

質問事項の3、新しい時代に向けた学校における働き方改革及び改善計画についてのうち、(1)、改革及び改善に向けての方針及び計画の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

本市では、平成29年9月に市独自の改革プランをスタートさせ、2回の改定作業を経て、平成31年4月から新たな改革プランを学校に提示し、教員の働き方改革に取り組んでおります。今年度のプランでは、働き方改革の視点として6項目、教員の意識改革、教育委員会の体制改革、事業改革、部活動改革、事務改革、ICTの効果的な活用の6項目を掲げ、月の時間外労働時間が60時間を超えないことを目標としております。なお、コミュニティスクール導入と同時に各中学校区で設置されている学校運営協議会においても、教員の負担軽減に向けた話し合いがなされており、登下校時の見守りや授業ボランティアなど、地域の協力を得る取り組みが始まっております。

次に、(2)、設置予定の検討委員会についてのご質問にお答えいたします。検討委員会の発足に際しましては、市校長会、教頭会等の協力を得、

校長2名、教頭2名、教諭1名、事務職員1名を委員に選出し、今月下旬に1回目の検討委員会を開催いたします。検討委員会では、立場の異なるさまざまな視点から、今年度のプランの実施状況を確認し、教員の業務や研修のあり方など、次年度の見直しに向けた意見交換を行っていく予定です。

次に、**(3)、改革及び改善に向けた今後の計画立案の進め方についてのご質問にお答えいたします。**

基本的には年2回の検討委員会を開催し、年に1度のプラン見直しを実施していくことといたします。また、県の学校における働き方改革推進プランも策定され、今年度から3年間取り組まれることとなります。このプランにおきまして、若草中学校が業務改善モデル校として指定され、研修が実施されることから、この研修で得た内容につきましても、本市のプラン見直しに生かせるものと考えております。これらの取り組みを通して、教職員が健康で生き生きとやりがいを持って勤務でき、教員の質を高められる環境を構築できるよう努力してまいります。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

教育長、ありがとうございました。今のご答弁についてもちょっと聞きたいことはたくさんあるのですが、時間が迫っておりますので、用意した再質問をさせていただきます。

5月に視察に行った富山県滑川市教育委員会が家庭や地域の皆様へと題して学校における働き方を見直す取り組みについてお知らせするプリントを配付していました。このポイントは、家庭だけでなく地域にも配付し、学校と連携した取り組みに理解と協力を求めていることです。また本県の県立高校でも保護者宛てに同様のプリントを配付し、理解と協力を求めています。本市では、まだこのような情報発信はされていないようですが、私はできるだけ早期に行うのが望ましいと考えますが、見解を伺います。

◆ 植竹福二 教育長 ◆

本市ではやっております。学校運営協議会で教員の負担軽減について話し合われたことを学校だよりで地域や家庭に知らせていると、また部活動の休養日に関しても通知はしております。本市の働き方改革プランが新聞に掲載されるなど、周知の取り組みを行っ

ているため、現段階では働き方改革に関する通知の発出は考えてはおりません。以上です。

◇ 印南典子 議員 ◇

わかりました。学校だよりでやっているということで安心いたしました。

それでは、もう一つ再質問させていただきます。平成27年度の厚生労働省の調査によると、男性公務員の育休休暇取得率は2.65%しかなく、そのうち56.9%は5日未満、これは民間企業での調査ですが、教員もそう変わらないと言われております。小学校教師で半年間の育休をとったある先生は、今まで子育ての大切さをわかったつもりでいただけで、想像以上の大変さだった、自分は全くわかっていなかった、保護者のお母さんの気持ちがわかるようになったと、育休を経験して児童との向き合い方が全く変わったと言っております。本市も男性教師が育休を取りやすいような環境づくりが必要だと考えますが、見解を伺います。

◆ 植竹福二 教育長 ◆

本市においても、もしそういう男性からの要望があれば、それは対応していきたいと考えております。現在までに1名育休をとったという事例が残っております。女性は100%出ております。以上です。

◇ 印南典子 議員 ◇

1名が5名、5名が10名になるような環境づくりをぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後の質問に移ります。

【関連 TOPIX】

本市の教員の勤務実態などについては、2017年6月の定例会にて質問をしております。詳細は、会報 No.7 を御覧ください!



《該当項目》

本市における中学校の部活動について

(1) 本市の中学校教員の勤務実態（勤務時間）について

(2) 本市の中学校部活動における外部指導者の導入状況について

(3) 学校教育法施行規則改正に伴い、今後の本市の中学校部活動に対する方針について

高齢者等外出支援事業について

◇ 印南典子 議員 ◇

4、高齢者外出支援事業について。

本市では、さまざまな高齢者に対する生活支援サービスを提供していて、利用者の市民の方からは喜びのお声もたびたび耳にしてくれしく思っているところです。そんなときある方のお話を聞きました。この方は高齢で、人工透析を受けているお父様と暮らしていて、毎朝出社前に自宅のある黒羽地区から旧大田原市内の病院へ人工透析を受けるために父親を送り、それから会社へ行き、お昼休みを利用して人工透析が終わった父親を病院から自宅に送り届けて再び会社に戻るといった生活を3年以上送っていました。人工透析は、通常週3回ですが、この方の場合は高齢のため週4回受けることもあり、息子さんは心身ともに疲れ切っていたそうです。身体障害者手帳はもちろん受けていたのですが、ひとり暮らしではなく要支援、要介護認定も受けていなかったため、高齢者等外出支援事業の対象者に該当せず、支援を受けられていませんでした。さきごろ介護認定を受けて、外出支援事業が利用できるようになり、ご本人は息子さんの負担がなくなってとても喜んでおります。腎疾患対策検討会の報告書によると、2016年時点で約32万9,602人が人工透析を受けており、新規患者数も右肩上がりにふえ続けているのが現状です。人工透析に至る原因の第1は糖尿病からの移行で、糖尿病患者の約44%が人工透析を受けるようになるというふうに報告されています。糖尿病患者も多少の増減はあるが、増加傾向にあるということです。今後もふえると予想される透析患者やご家族の重い負担を軽減するために、今の高齢者等外出支援事業の対象者の利用者の範囲を拡大して、人工透析であれば外出支援事業が受けられるようにできないかと考えます。

(1)、人工透析患者への利用者拡大について伺います。

◆ 齋藤雅徳 保健福祉部長 ◆

質問事項の4、高齢者等外出支援事業についてのうち、(1)、人工透析感謝等への利用者範囲拡大についてとのご質問にお答えいたします。

高齢者等外出支援事業は、一般の公共交通機関を利用することが困難な高齢者などに対し、移送用車両により自宅から医療機関等までの通院などの交通の便を確保することで、在宅で自立した生活を続けることができるよう支援する事業であります。対象者は、要支援、要介護認定を受けていて、居宅サービスを受けている方のうち、家族等による送迎が困難な方、身体障害者手帳または療育手帳をお持ちのひとり暮らしの方等となっております。ご質問の人工透析患者等への利用者拡大についてとのことですが、現在人工透析によって本事業を利用している方は18人です。事業対象者の要件であるひとり暮らしという点につきましては、実情に合わせて日中ひとり暮らしやご家族が運転免許をお持ちでない場合等も実質的なひとり暮らしとして認めております。人工透析患者の方につきましては、栃木県臓器移植推進協会の調べで透析となった方の半数近くは糖尿病が原因であるとの結果が出ております。本市では、市民健康診査において、糖尿病と診断された方は、平成26年度は724人でありましたが、平成30年度は881人と増加しており、人工透析患者数は自立支援医療受給者の数値となりますが、平成26年度は142人でありましたが、平成30年度末現在は154人と増加しております。今後も人工透析患者の方がふえる可能性があることから、支援強化は必要と考えていますが、市では福祉タクシー事業や人工透析者、通院燃料費助成事業も実施しており、現状の支援事業の利用状況等も精査した上で、高齢者等外出支援事業の対象者の見直しが必要かどうかを判断したいと考えております。以上でございます。

◇ 印南典子 議員 ◇

昨今高齢者による交通事故が毎日新聞やテレビなどで報道されていると思います。この透析を受けた後というのは非常に倦怠感がひどくて、自分で運転をして帰るのは危険です。また、糖尿病患者は、これはもちろん高齢者が多いわけですから、こういう方が半数近くが人工透析になっていくことを考えると、人工透析というのは1日3回行っているのですけれども、

それが夜の……

(何事か言う人あり)

1日3回というのは病院で3回です。だから、午前
の部、午後の部、夕方の部と分かれて、1人の人は
1回です、もちろん。先ほどご説明したように週3回
まで、もしくは引き切れない場合は4回まで受けてい
る方もいらっしゃいますが、病院で透析を行うのは午
前中と日中と夕方というふうに分かれています。夕方
なんかには透析を受けて帰ると、周りも暗くなっています。
非常な倦怠感もあるということで、自力で運転して帰
るのはとても危険です。何とかこういった外出支援事
業のようなもので、自分で運転しないで家族に負担
をかけないで送迎ができるようなことの取り組みをぜひ
やってほしいと思います。

再質問ですけれども、今後 2042 年ごろにピーク
を迎える高齢者人口に対応するために、このような
福祉事業の担い手、NPOなどの担い手を育成して
いくことが必要だと思います。ただ、現状ではすぐには
対応できないとは思いますが、まちづくりの基本はひと
づくりだと思います。今後は、ノウハウのあるNPO法
人などに講師となってもらって、勉強会などを開催して、
社会貢献に参画したい市民や団体を育成していくな
どの担い手づくりを初めてはどうかと考えますが、見解
を伺います。

◆ 藤原和美 副市長 ◆

ただいま議員からご提言ありました件、非常に示唆
に富んだ内容がありますので、まずはニーズの把握と
か現状の認識をしまして、検討してまいりたいと考
えております。

◇ 印南典子 議員 ◇

ありがとうございます。ここで最後に一つエピソードを
お話したいと思います。日本のある小学校では、毎

日 30 人程度の遅刻者に対する家庭訪問をしてい
ますというところがあります。けれども、朝にこども食堂
がある日は遅刻者がゼロになるそうです。朝ご飯を食
べると子供は元気が出て授業に参加しますし、校庭
に元気に飛び出して友達と遊ぶようになるそうです。
アメリカは、誰もが食べられる朝給食が普及している
市や地域があります。ペンシルバニア州、ピッツバーグ
市のある……これで全ての私の質問を終わります。

補足 (伝えきれなかった内容) :

(令和元年、私の最初の一般質問は、「新しい時
代を地域と行政が連携して寄り添い支え合う共生
社会の実現に向けた施策をメインテーマに行わせて
頂きました。真摯なご答弁ありがとうございます。)

ちょっと寄り道
digression

プランター菜園
はじめました



7月17日から
プランター菜園を
はじめました。



太陽の恵みを受け
すくすく育っています。



今年も、野菜を育て
『ながら見守り活動』
実践中です!



楽しみながら、
がんばります!

『ながら見守り活動』については、
会報 No.11 に掲載されている
「子供から高齢者まで全ての市民が
互いに見守り合う意識の醸成と協働
について」項目をご参照ください!

お知らせ：次回報告会

日時：令和元年 10月6日(日)
17時～18時30分

会場：トコトコ大田原 3F 視聴覚室

9月定例会のご報告を予定しております。
こちらませひお越しく下さい!

日本とアメリカの給食

アメリカでは、1946年(昭和21年)に学校給食法が制定され、給食が実施されるようになりました。

日本では、「学校給食要覧(平成四年版、日本体育・学校健康センター)」によると、1889年(明治22年)に山形県鶴岡町で前身的な制度が始まったとされるのですが、学校給食法として制定されるのは1954年(昭和29年)になります。

アメリカの給食の目的は大きく分けて、3つあります。1つ目は、子供が十分に栄養を摂取できること、2つ目は、貧富の差に関係なく教育を受ける機会を均等に保つこと、3つ目は、農産物の国内消費を促進することの3つがあげられています。給食は各学校区が運営しており、それに対して連邦が支援するというものになっています。

日本の公立義務教育諸学校の給食は、人件費、施設設備費は設置者(市町村)が負担し、食材料費は保護者が負担することになっています。これに対し、アメリカの学校給食は基本的に、連邦政府の負担金及び現物援助、それに生徒(保護者)の給食費によって運営されています。

アメリカの生徒(保護者)が負担する給食費は3種類に区分されています。給食費の全額を負担する「全額負担給食」、給食費の一部を負担するだけで給食を受給できる「減額給食」、給食費を払わずに無料で給食を受給できる「無料給食」にわけており、標準所得に満たない貧困家庭生徒は、無料または減額給食を受けることができます。

減額・無料給食の受給資格は家庭の規模と収入を勘案して各学校の担当者によって決定されます。この所得基準は連邦政府が定めた「貧窮に関する指針」に基づいており、毎年物価指数にスライドして改正されています。

また、アメリカの一部の地域のお話ではありますが、朝食プログラムを実施している学校区および学校があります。6月の一般質問で少々触れましたが、中途半端なものになってしまったので、この場を借りてその内容をお伝えしたいと思います。

日本のある小学校では、毎日30人程度の遅刻者に対する家庭訪問をしています。けれども朝に子供食堂がある日

だけは遅刻者がゼロになります。朝にご飯を食べると、子供は元気が出て授業に参加できますし、校庭に飛び出して友達と遊ぶこともできるようになるそうです。

アメリカでは、誰もが食べれる朝給食が普及している市や地域があります。ペンシルベニア州ピッツバーグ市のある公立小学校では、朝と昼の給食が準備されています。子どもたちは登校して、給食が準備されている廊下を通って教室へ向かいます。朝ごはんを食べたい子どもは、教室へ向かう前に、食堂へ立ち寄って、そこから教室へ移動します。朝ごはんを食べない子供は、そのまま教室へ向かいます。申し込み制ではなく、食べるか食べないかはそのときに決められます。給食に支払う料金は別途徴収されません。

メニューは簡単なごはんだと思います。ある先生は「菓子パンでいいからお腹を空かせて登校した子供に食べさせたい」と言います。パンと牛乳、あるいはおにぎりといったものを少しでもお腹に入れるのと入れないのでは、子供の様子は大きく異なります。学校は、子供の最善の利益を守り、子供の生を保証するためのケアをする公的機関として位置づけられます。そのため、教職員配置を整え、社会の連帯を推し進められる学校運営を可能にする仕組みが必要となります。少子社会になりつつある今日、生まれてくる子ども一人ひとりを大切に、安心して子どもを産める社会づくりへとつなげられればと考えています。

上記はあくまでも一例です。貧困や差別に関する問題は根深く、給食費の未払い問題や、給食費を払えない生徒に対する差別問題もクローズアップされております。そして、給食で提供されている食事内容については厳しい意見が多いのも事実で、肥満問題などの遠因になっているという指摘もあります。

日本とアメリカでは、社会の背景や制度が異なるので、そっくりそのまま真似るべきでは無いと考えますが、参考になる内容は多くございます。経済的な理由などで満足な食事をとれない子どもたちが、安心して安全な食事ができる機会が得られるように、今後も務めて参ります。

《参考文献》

- 藤原文雄「学校における働き方改革」の先進事例と改革モデルの提案, 学事出版株式会社, 2019
- 半澤太一「アメリカの学校給食の傾向と対策」, 自治体国際化フォーラム 第242号, (財)自治体国際化協会, 2009年12月
http://www.clair.or.jp/j/forum/forum/pdf_242/09_gyosei.pdf
- (財)自治体国際化協会「アメリカの学校給食」, CLAIR REPORT 第88号, 1994年06月20日
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/088-1.pdf, http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/088-2.pdf



本件に関連した内容を2017年3月の定例会で一般質問をしております。詳細は、会報 No.6 の「本市の子ども・子育て世帯、高齢者支援について」の項目をご参照ください。

会報 No.6 : <http://innami-noriko.jp/archives/368>

9月定例会に関するお知らせ

印南のりこ 一般質問項目

1. 平成27年12月議会での質問事項「学童保育について」

- (1) 本市の中長期学童保育施設整備計画の進捗状況と本市に於ける今後の学童保育全般の運営方針、体制について

2. 平成28年6月議会での質問事項「高齢者ほほえみセンターについて」

- (1) 与一いきいきポイント制度といいききメイトの現在の状況と今後の進め方について

3. 平成28年9月議会での質問事項「大田原市の観光施策について」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

4. 平成29年3月議会での質問事項「大田原市の子ども、子育て世帯、高齢者支援について」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

5. 平成29年3月議会での質問事項「与一まつり・大田原屋台まつりについて」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

6. 平成29年9月議会での質問事項

「さらなる移住定住促進と高齢者のための住居の安定供給について」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

7. 平成29年12月議会での質問事項「大田原市の宝、清流那珂川の利活用について」

- (1) 進捗状況と今後の那珂川利活用の方針について

8. 平成29年12月議会での質問事項「大田原市立中学校柔道事故調査報告について」

- (1) 検討事項「ヒヤリハット集」作成の進捗状況及び事故再発防止対策の現状と今後の方針について

9. 平成30年6月議会質問事項「交通安全施策について」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

10. 平成30年9月議会質問事項「私有空き地の管理指導及び空き家の有効利用について」

- (1) 進捗状況と今後の方針について

お知らせ：大田原市議会 令和元年 9月定例会



会期（予定）：9月2日（月）～ 9月17日（火）

お時間のとれる方は是非傍聴にお越しください。

大田原市ウェブサイトにて、ネットで生中継、録画をご覧ください。

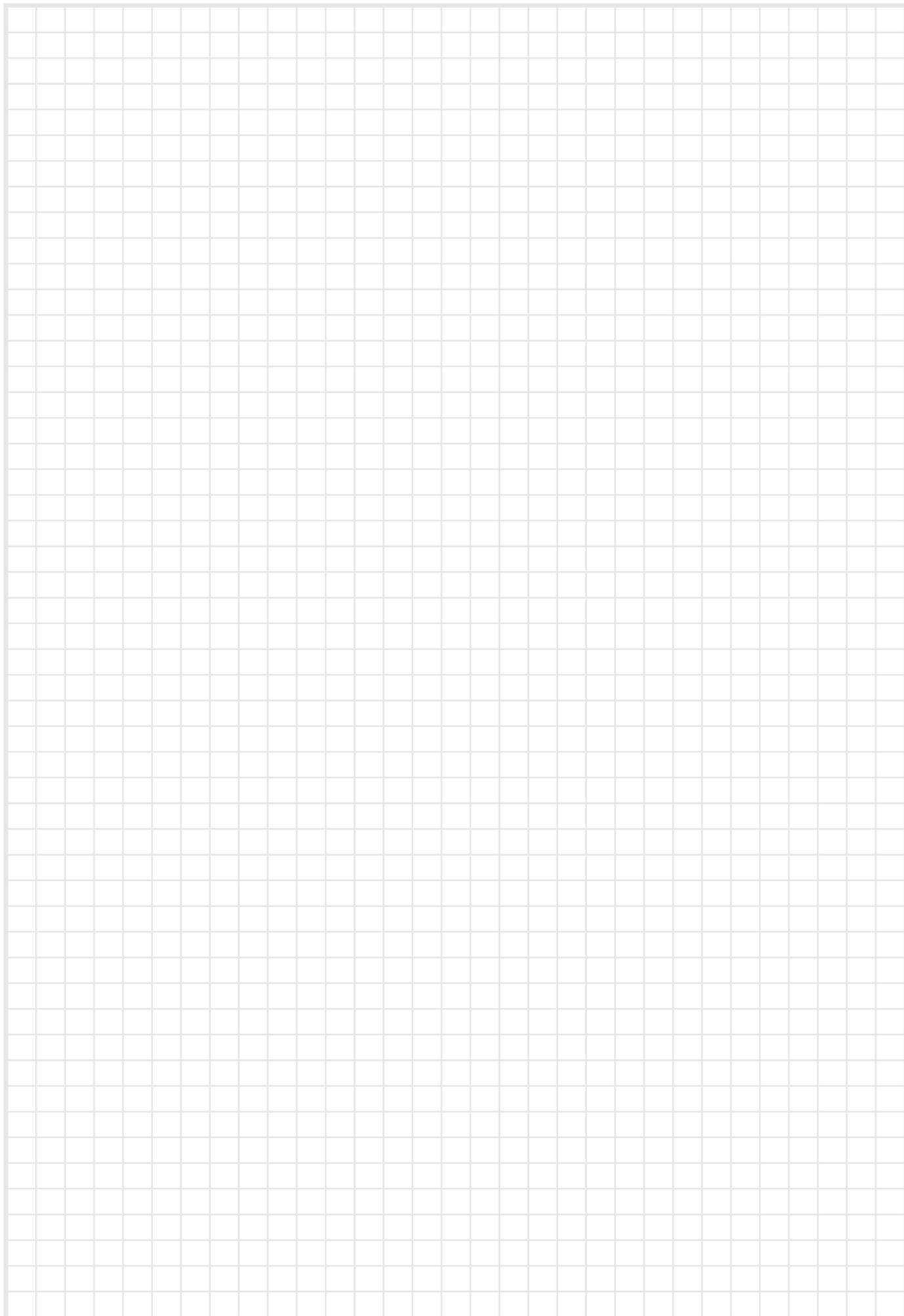
今回の印南のりこの一般質問は、第17期大田原市議会議員として質問・提言してきた事項について、進捗状況と今後の方針を問う4年間の総括質問になります。

よろしければ、傍聴にお越しください！

議会生中継のご案内URL：

<http://www.city.ohatawara.tochigi.jp/gikai/docs/2015070900196/>

- MEMO -



活動記録・アルバム



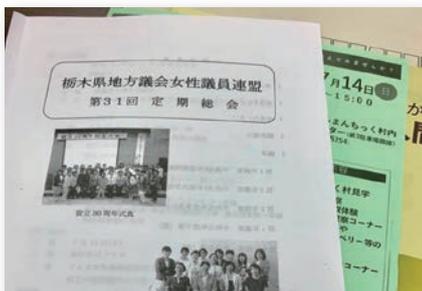
第14回 印南のりこ
市政活動報告会



第4回 大田原市議会報告会



6月大田原市議会定例会
印南のりこ 一般質問



栃木県地方議会女性議員連盟
第31回 定期総会



やまのてこども食堂 &
学習支援の日ボランティア



県民のつどい in 大田原市



大田原与一まつり



第2回 芭蕉の里くろばね那珂川
レディース鮎釣り大会



大田原市消防団
操法競技大会



大田原地区市政懇談会



一人ひとりが輝く大田原のつどい
『家族・地域・みんなで子育て』
～キャプテン☆うちやるの「喜ばせ学」～



星旅祭 宇宙散歩

2019年8月25日 発行



小さな声と共に歩む会 (印南のりこ 後援会)

小さな声と共に歩む会 (印南のりこ 後援会) 会長 二見令子
事務所：大田原市町島200-39
TEL：080-5697-8581
<http://innami-noriko.jp/>

印南のりこ

検索

